

II. 地方公営企業会計基準の見直し

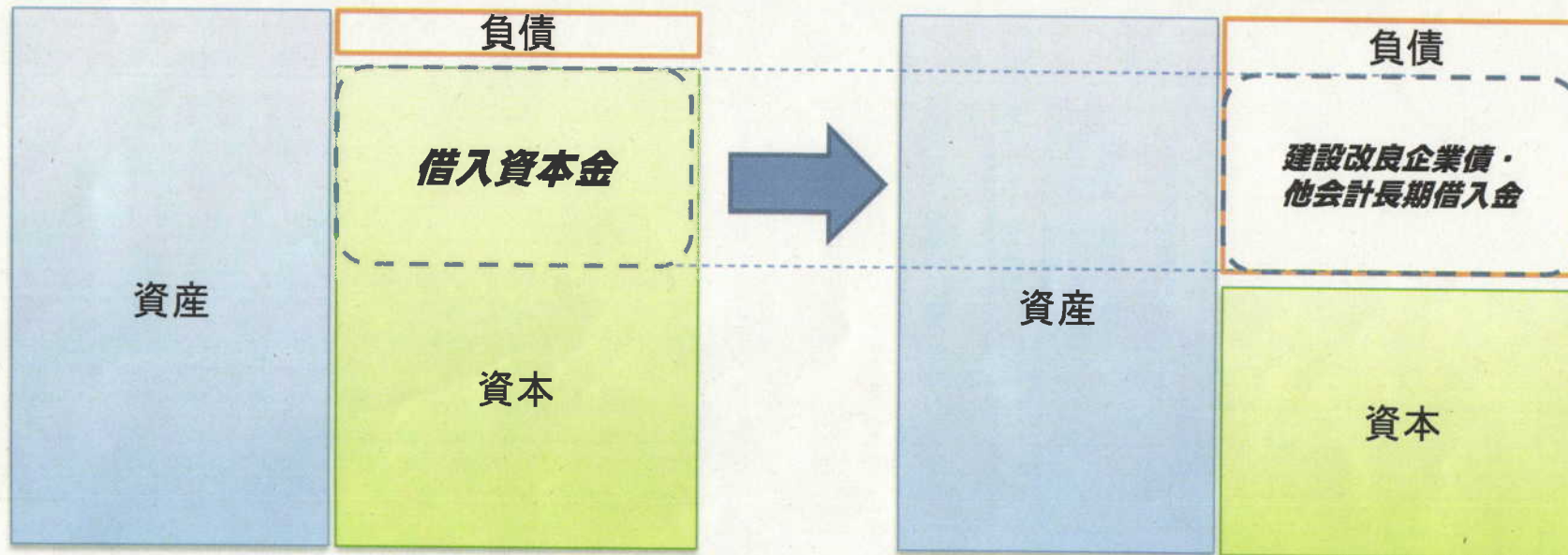
1. 借入資本金

【基本的な方針】

- ① 借入資本金を負債に計上（令 § 15②）。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債に分類（則 § 7③）。
- ② 負債計上に当たり、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区分（則 § 7②③）。
- ③ 負債のうち、後年度一般会計負担分については、その旨「注記」（則 § 39 II）。

改正前のB/S

改正後のB/S



※ ワンイヤールールに基づき固定負債・流動負債を区分

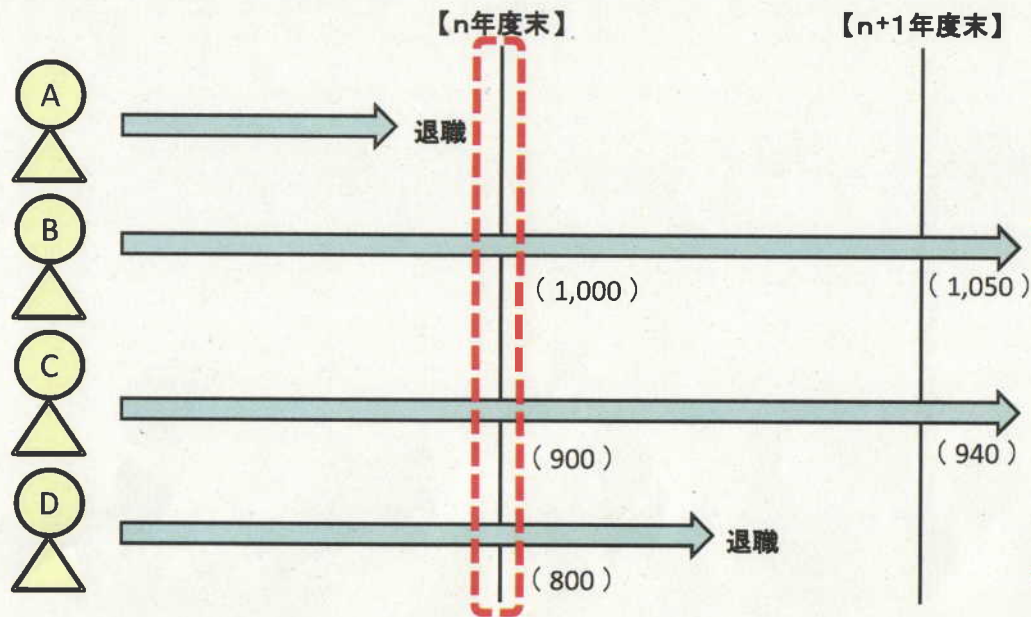
引当金(簡便法による退職給付引当金の算定方法)

【期末要支給額による退職給付引当金の算定】

年度末に特別職を含む全職員(年度末退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額・・・簡便法

算定イメージ

《退職給付引当金に計上》
 $1,000(B) + 900(C) + 800(D)$
 $= 2,700$



【期末要支給額での算定】
BとCとDがn年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合の退職手当額を計上。